

平成29年5月30日

一般社団法人 金融先物取引業協会

会員に対する処分について

本協会は、本日、本協会の会員に対し、下記のとおり定款第19条第1項に基づく処分を行いました。

記

1. 処分を受けた協会員名
上田ハーロー株式会社

2. 処分内容
過怠金500万円

3. 処分理由

同社は、平成28年4月4日の新システムへの切替時に、システム部が平成25年12月に金融先物取引業業務取扱規則第25条の2の2の第3項に対応するために変更した約定方法（約定時の価格が顧客不利の時で許容幅の範囲であれば実勢価格、範囲外であれば失効、顧客有利の時で許容幅の範囲であれば実勢価格、範囲外であれば、指定価格にスリッページ許容幅を加えた価格で約定する方法：顧客有利・不利の状態が対称となる）の検証を漏らし、平成25年12月以前の旧約定方法（約定時の価格が顧客不利の時で許容幅の範囲であれば実勢価格、範囲外であれば失効、顧客有利の時は顧客が指定した価格で約定する方法：顧客有利・不利の状態が非対称となる）となっていた。

加えて、外貨保証金事業部が、社内自主検査の項目に約定方法についての点検を定めておらず、点検を行っていなかった。

その後の対応として同社は平成29年2月4日、約定システムの改修を完了させたとしている。

この状況は、同社のシステムリスクに対する認識が希薄であったことに起因して発生したものと認められ、システムの委託先に対する管理及び検証態勢に問題があるものと認められる。

以上より、定款第19条第1項第3号の規定に該当すると認められることから、同項に基づき、処分を行うことが相当と考えられる。

4. その他

本処分と併せて、同日付で、定款第16条に基づき、法令、諸規則の遵守及び内部管理態勢の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。

以 上